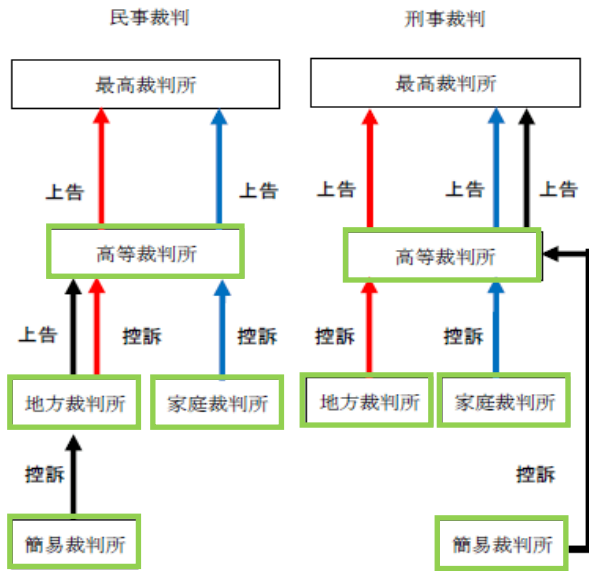


国の政治の仕組み②

裁判所のしくみとはたらき



- 控訴** 第一審判決に納得できない場合
第二審の裁判所に訴えること
- 上告** 第二審判決に納得できない場合
第三審の裁判所に訴えること
- 三審制** 同一の事件で三回まで裁判を受けられる制度
裁判を慎重に行い、人権を守るため
- 司法権の独立** 裁判所が国会や内閣などの影響を受けないこと

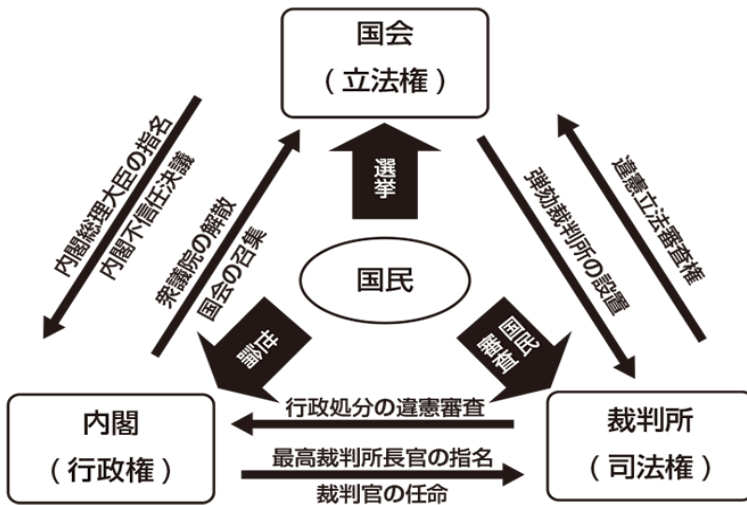
は
下級裁判所

和解も多い

- 民事裁判** 私人間の争いについての裁判
- 刑事裁判** 犯罪行為の有罪無罪を争う裁判
- 訴えた人→原告
- 訴えられた人→被告
- 訴えた人→検察官
- 訴えられた人→被告人
(捜査の段階で疑いのある人
→被疑者)

- 裁判員制度** 国民が重大事件の裁判に参加し、有罪無罪などを決める精度
- 再審** 判決の確定後に重大な誤りがあると認められる場合のやり直し裁判
- 被害者参加制度** 希望に応じて被害者が被告人に質問などをできる精度

三権の抑制と均衡



憲法の番人
最高裁判所は法律が
違憲か合憲かの最終決定権を
もつことからこうよばれる

憲法第76条

- すべて司法権は、最高裁判所及び法律の定めるところにより設置する下級裁判所に属する。
- すべて裁判官は、その良心に従い独立してその職権を行い、この憲法および法律にのみ拘束される。

言えればよい

三権分立の狙い

一つの機関に権力が集中することをふせぎ、国民の自由や権利を守るため